

適用法令	<u>労働安全衛生法（作業環境測定対象物質、法第56条関係）</u>	
主な法規制 対象物質	一般名称	略号
	トルエンジイソシアネート	TDI
	メチレン-ビス - o - クロロアニリン	MBOCA/MOCA
	トルエン（第二種有機溶剤）	
	キシレン（第二種有機溶剤）	
	酢酸エチル（第二種有機溶剤）	EtAc
	ノルマルヘキサン（第二種有機溶剤）	
取扱事業者 の主な義務	N,N-ジメチルホルムアミド（第二種有機溶剤）	DMF
	<p><u>(安衛法第65条)</u></p> <p>「事業者は、有害業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならぬ」と規定されている。</p> <p><u>(安衛法施行令第21条)</u></p> <p>事業者が作業環境測定を実施しなければならぬ作業場として、10種類の作業場をあげている。</p>	
最終確認： 2025年4月1日		